

首都高速道路株式会社

第 1 7 回定時株主総会目的事項

(報告事項)

第 1 7 期（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件

資料 1

会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

資料 2

(決議事項)

第 1 号議案 剰余金の処分の件

資料 3－1

第 2 号議案 取締役選任の件

資料 3－2

第 3 号議案 監査役選任の件

資料 3－3

第 4 号議案 退任取締役及び退任監査役に対する
退職慰労金贈呈の件

資料 3－4

事業報告

〔 令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで 〕

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下にありましたが、厳しい状況は徐々に緩和され、持ち直しの動きがみられました。

こうした状況の下、高速道路事業として、お客さまに、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、道路施設の損傷の早期発見のための点検の推進、発見した損傷の補修、自然災害への対応、走行環境の改善等に取り組んでまいりました。なお、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中は、交通輸送の円滑化のための取組みを通じて、大会運営を支える交通ネットワークとしての役割を果たしてまいりました。

当社の利用交通量は、前期比4.9%増の94.0万台/日となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の予防対策としては、感染者発生時においても業務を継続するための体制を構築するとともに、「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を適宜見直し、対策を実施してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は385,265百万円（前期比7.7%増）、営業利益は5,649百万円（前期は3,089百万円の営業損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,504百万円（前期は4,500百万円の当期純損失）となりました。事業の部門別の業績の概要については、次のとおりです。

〔高速道路事業〕

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は327.2kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客さまのキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からETCの普及に努めているところです。また、近年のETC利用率拡大等の社会情勢の変化を踏まえ、横浜北線の馬場入口に加えて新たに34か所の料金所をETC専用入口として整備を進めてまいりました。そのうち5箇所の料金所は3月1日からETC専用入口として運用しております。ETCの利用率は、令和4年3月平均が96.9%となり、前年同月比0.4%増となっております。

また、お客さまサービスの一層の向上のため、ドライバー向けの情報に特化したカ

スタマーサイトの運用、お客さまセンター、グリーンポスト及びお客さま満足度調査等を通じて得られた改善に向けたお客さまの要望や意見の反映等を実施してまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛の影響が前期と比較して小さかったことによる利用交通量増加に伴い、254,274百万円（前期比7.8%増）となりました。

高速道路の新設・改築については、新大宮上尾道路等4路線10.4kmの整備を行ってまいりました。

また、構造物の耐久性を向上させるため、床版の補強等を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の修繕に加え、長期にわたりネットワークとしての機能を維持し構造物の安全性を確保するための特定更新等工事（橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）第20条の2で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいいます。）を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への資産引渡しに伴う道路資産完成高は、前期比4.9%増の116,663百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は371,102百万円（同6.9%増）となりました。

[駐車場事業]

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、時間貸し、定期及び月極の営業を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は3,139百万円（同1.8%増）となりました。

[受託事業]

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は5,930百万円（同68.5%増）となりました。

[その他の事業]

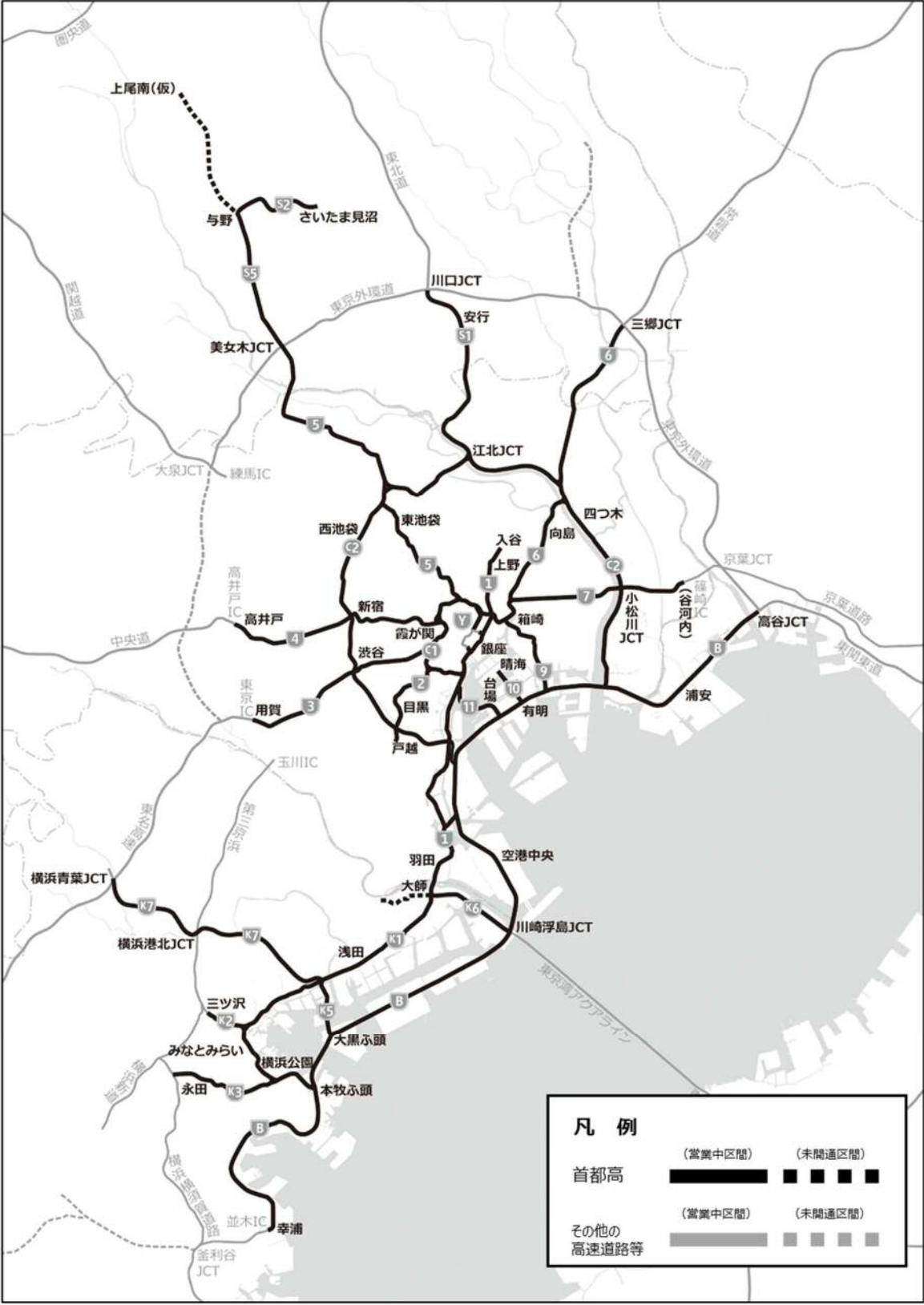
休憩所等事業として、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客さまが気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、より利用しやすい施設の運営を実施してまいりました。

また、高速2号目黒線高架下賃貸施設及びトランクルーム、社宅跡地等を活用した

賃貸住宅の運営及び管理並びに当社グループが長年培ってきた技術力を活かしたコンサルティング事業等を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は5,757百万円（同29.7%増）となりました。

首都高速道路図 (令和4年3月31日現在)



(2) 資金調達の状況

当連結会計年度の高速道路の新設、改築等に要する資金の一部に充当するため、次のとおり借入金の借入れ及び社債の発行を行いました。

①無利子調達

借入先	借入月	借入額
機構 (独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子借入)	令和3年10月	4億円

②有利子調達

種 別	発行月 (借入月)	発行額 (借入額)
金融機関からの長期借入金(5年)	令和3年9月	100億円
第28回首都高速道路株式会社社債(5年公募債)	令和3年10月	500億円
金融機関からの長期借入金(5年)	令和3年12月	100億円
第2回首都高速道路株式会社社債(1年私募債)	令和4年1月	450億円
第29回首都高速道路株式会社社債(5年公募債)	令和4年2月	250億円
金融機関からの長期借入金(5年)	令和4年3月	100億円
金融機関からの長期借入金(5年)	令和4年3月	50億円

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は6,447百万円であり、主な設備投資等は、次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ 高速道路事業：料金徴収施設の更新
- ・ 駐車場事業：都市計画駐車場施設の更新
- ・ その他の事業：休憩所等施設の更新

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

- ・ 高速道路事業：ETC設備の更新

③ 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去又は災害等による減失 該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

①当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第 1 4 期 平成30年度	第 1 5 期 令和元年度	第 1 6 期 令和 2 年度	第 1 7 期 令和 3 年度 当連結会計年度
営業収益(百万円)	386,229	534,673	357,567	385,265
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失(△)(百万円)	2,945	△11	△4,500	4,504
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額(△)(円)	109.08	△0.43	△166.69	166.85
純資産額(百万円)	65,227	64,792	61,705	65,678
総資産額(百万円)	450,702	368,189	349,167	383,782

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 1 4 期 平成30年度	第 1 5 期 令和元年度	第 1 6 期 令和 2 年度	第 1 7 期 令和 3 年度 当事業年度
営業収益(百万円)	381,847	529,639	353,146	380,496
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	1,599	△1,254	△5,181	3,499
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額(△)(円)	59.25	△46.47	△191.91	129.59
純資産額(百万円)	55,007	53,752	48,571	52,070
総資産額(百万円)	431,072	347,497	327,583	362,317

(9) 対処すべき課題

当社グループは、「中期経営計画2021－2023」に基づき、以下の事項に取り組んでまいります。

[高速道路事業]

お客さまに、より安全・安心に首都高をご利用いただけるよう、i-DREAMs®等の活用による効率的な維持管理、東品川栈橋・鮫洲埋立部、高速大師橋の特定更新等工事等を推進し、道路構造物の安全性を高めます。また、異常事象の早期発見のため、CCTVカメラの整備等を進め、首都直下地震、大雪、台風、大雨、トンネル火災への対応等、危機管理や災害対策を強化します。

お客さまに、より快適に首都高をご利用いただけるよう、渋滞対策の着実な実施、混雑状況に応じた料金設定の検討など交通マネジメントに関する取組みを進めるとともに、新大宮上尾道路(与野～上尾南)事業の推進によりネットワークの機能を強化します。また、効率的かつ着実な交通安全対策、多様化するニーズに対応した交通情報の提供を推進します。さらに、まちづくりと連携した日本橋区間地下化事業を推進するとともに、カーボンニュートラルに向けた環境への取組みとして、2050年までのカーボンニュートラル実現を宣言し、2030年までの中間目標として、次世代自動車の普及等に加えて交通円滑化のさらなる推進により自動車交通からのCO₂排出量の約3割削減、自社事業活動に伴うCO₂排出量の約5割削減を目指します。加えて、ETC専用化の概成に向けて、先行して実施した箇所適切なモニタリングとETC専用入口の順次拡大に向けた具体方針の作成を行います。

生産性の向上・高度化、新たな価値の創出を図るため、次世代i-DREAMs®への進化やローカル5Gを活用した自営無線網の構築など、先進技術・DXを推進します。また、新技術・新材料を積極的に取り入れるとともに、将来を見据えた戦略的な技術開発に取り組めます。

[高速道路事業以外の事業]

安定した収益基盤の確立のため、駐車場事業の強化・拡充、PAの特性に応じたサービスの提供、川口ハイウェイオアシス開業後の安定的な集客やまちづくり・不動産事業を推進します。また、土木コンサルティング事業、メンテナンス事業、用地補償コンサルティング事業等の受注拡大を図ります。特に、InfraDoctor®やInfraPatrol®について、空港・鉄道等の他のインフラ事業への事業領域の拡大を推進します。さらに、これまで培ってきた技術やノウハウ、資産等を活かした新事業創造に向けて取組みを推進します。

(10) 主要な事業内容(令和4年3月31日現在)

当社は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の4部門に関する事業を行っております。

それぞれの事業の内容は次のとおりです。

事業名	事業の内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設、高速道路の高架下賃貸施設等の運営及び管理並びに技術コンサルティング事業等

(11) 主要な事業所(令和4年3月31日現在)

本社	東京都千代田区
東京西局	東京都千代田区
東京東局	東京都中央区
神奈川局	神奈川県横浜市西区
更新・建設局	東京都千代田区

(12) 従業員の状況(令和4年3月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

事業部門の名称	従業員数(名)	対前期比増減
高速道路事業	4, 2 5 6 [2 7 7]	2 3 名 増 [5 名 減]
受託事業		
駐車場事業	1 1 5 [6 4]	4 名 増 [1 名 増]
その他の事業		
全社(共通)	1 6 0 [-]	1 名 減 [-]
計	4, 5 3 1 [3 4 1]	2 6 名 増 [4 名 減]

注1：臨時従業員数は、[]内に年間平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状態

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1, 123	3名減	44.0	18.2

注1：従業員数は就業員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

注2：平均勤続年数は、首都高速道路公団における勤続年数を含んでおります。

(13) 重要な親会社及び子会社の状態

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
首都高トールサービス西東京(株)	90	58.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高トールサービス東東京(株)	90	100.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高トールサービス神奈川(株)	90	71.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高パトロール(株)	50	100.0	高速道路事業(交通管理業務)
首都高カー・サポート(株)	20	100.0 (100.0)	高速道路事業(交通管理業務)
首都高技術(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(構造物点検))
首都高メンテナンス西東京(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス東東京(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス神奈川(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高電気メンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(電気))
首都高E T Cメンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(E T C))
首都高機械メンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(機械))
首都高アソシエイト(株)	90	100.0	高速道路事業(用地管理等業務)
首都高速道路サービス(株)	90	100.0	駐車場事業、その他の事業
首都高保険サポート(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業
首都高パートナーズ(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業

注1：出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数となっております。

(14) 主要な借入先及び借入額(令和4年3月31日現在)

借入先	借入残高(億円)
農林中央金庫	276
信金中央金庫	119
(株)七十七銀行	63
(株)みずほ銀行	59
(株)SMBC 信託銀行	59

(15) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(16) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(令和4年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 : 108,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 : 27,000,000株
- (3) 当事業年度末の株主数 : 7名
- (4) 株主

氏名又は名称	持株数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の総 数に対する持株数 の割合(%)
財務大臣	13,499,997	49.99
東京都	7,215,618	26.72
神奈川県	2,236,443	8.28
埼玉県	1,593,702	5.90
横浜市	1,203,121	4.45
川崎市	1,033,322	3.82
千葉県	217,797	0.80
計	27,000,000	100.00

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役会長	さ さ き しんいち 佐々木 眞一	
代表取締役社長	まえだ のぶひろ 前田 信弘	最高経営責任者兼最高執行責任者
代表取締役	てらやま とおる 寺山 徹	
代表取締役	ふじい たけし 藤井 健	
取締役	たにもと ゆたか 谷本 裕	
取締役	いのうえ まこと 井上 誠	
監査役（常勤）	おおつか たかし 大塚 尚	
監査役（非常勤）	はまだ みちよ 浜田 道代	
監査役（非常勤）	ともえ まさお 巴 政雄	
監査役（非常勤）	たかた としゆき 高田 俊之	

注1：取締役佐々木眞一氏は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第15号に定める社外取締役です。

注2：監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

注3：代表取締役宮田年耕氏は、令和3年6月25日退任いたしました。

注4：監査役浜田道代氏は、会社法・経済法分野の大学教授・公正取引委員会等の経験から企業法務に精通し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

注5：監査役巴政雄氏は、東急株式会社の財務部門において長年の経験を有しており、CFO（最高財務責任者）を務め、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 社外役員に関する事項

	佐々木眞一	大塚尚	浜田道代	巴政雄	高田俊之
① 当事業年度における主な活動状況	別記 1	別記 1	別記 1	別記 1	別記 1
② 社外役員の報酬等の総額	別記 2	別記 2	別記 2	別記 2	別記 2

別記 1：社外取締役佐々木眞一氏については、当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、定期的に実施している業務報告の場等において、長年にわたる会社経営・技術分野等での豊富な経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行う等の当社が社外取締役として期待する役割を果たすため、必要な発言を適宜行っております。

社外監査役大塚尚氏、浜田道代氏、巴政雄氏及び高田俊之氏については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

別記 2：社外役員の報酬等の総額については、「4. 会社役員に関する事項 (3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額」に記載のとおりです。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額等

区分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	7 名	1 0 3 百万円	-	-	1 0 3 百万円
監査役	4 名	2 9 百万円	-	-	2 9 百万円
計	1 1 名	1 3 2 百万円	-	-	1 3 2 百万円

注 1：平成17年 9 月21日開催の創立総会決議による取締役の報酬総額は年額 2 億円以内、監査役の報酬総額は年額7,000万円以内です。

なお、当社取締役の員数は10名以内、監査役の員数は 4 名以内と定款に定めております。

注 2：上記には、令和 3 年 6 月25日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 1 名に対する報酬を含んでおります。なお、令和 4 年 3 月31日現在の支給人数は取締役 6 名、監査役 4 名です。

注 3：上記のほか、令和 3 年 6 月25日開催の第16回定時株主総会決議に基づき、退任取締役に対し、業績連動報酬等と非金銭報酬等以外の報酬等である退職慰労金を次のとおり支給しております。

退任取締役 1 名 1 6 百万円

- (4) その他会社役員に関する重要な事項
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
E Y新日本有限責任監査法人
- (2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 現在の業務停止処分に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項
該当事項はありません。
- (5) 責任限定契約に関する事項
該当事項はありません。
- (6) 補償契約に関する事項
該当事項はありません。
- (7) 報酬等の額

区分	報酬等の額
報酬等の額	6 1 百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	6 6 百万円

注1：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注2：監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの相当性等について必要な検討を行い、その内容は適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

注3：当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、普通社債発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払

っております。

(8) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性、信頼性及び職務執行状況等を総合的に勘案し、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議いたしました。（最終改正：平成27年5月21日）

首都高速道路株式会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針

当社は、基本理念として「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」することを掲げている。

本基本方針は、「基本理念」を実現するために必要となる、「会社の業務の適正を確保するための体制整備」を目的とする。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保するよう努める。監査役は、取締役会に出席すること等により、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

また、代表取締役社長を委員長、取締役を委員、監査役及び従業員代表（労働組合委員長）を社内特別委員、社外有識者を社外特別委員として構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針の決定、体制の整備、施策の実施を推進する。

「コンプライアンス委員会」の審議を経て取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、取締役は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書取扱準則」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の遂行、E T C等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において、洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じる。

リスク管理のために必要な事項、リスクが具現化した場合の対応等は、「リスク管理規則」により定める。

特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から全社員に徹底し、随時、訓練を実施する。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」の審査を受け、その適正化を推進する。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとする。

取締役会及び「経営会議」（社長、執行役員及び常勤監査役をもって構成する会議。原則として週1回開催。）は、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底する。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を定め、取締役会に報告する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限や意思決定ルールを明確にする「権限規則」等の制定、取締役会による「中期経営計画」及び「年度経営計画」の策定とこれに基づく業績目標の設定、「経営会議」での主要業績指標の月次レビューと対応策の検討等により、取締役の職務の執行の効率化を図る。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、社員は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、取締役は、「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」の解説等を含む「首都高コンプライアンスマニュアル」を作成し、全社員に配付すること等により、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書、オンライン又は面談によって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口へ情報提供を行う手段として「アラームネット」（内部通報制度）を設置・運営する。通報をした者に対して不利益な扱いをしない旨及び通報窓口以外の者が通報を受けた場合の取扱いを社内規則に明記すること等により、実効性の向上を図る。
内部監査担当部門が、社員のコンプライアンスの状況を監査する。
6. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び当該職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
首都高グループにおける内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当する。当社の取締役会が定めた「子会社管理規則」に基づき、首都高グループ内での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。そのため、当社及びグループ会社の情報共有・意見交換の場として、当社の役員及びグループ会社の社長からなる「グループ会社社長会」を定期的に開催する。
なお、当社及びグループ会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することとする。
7. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規則」に基づき、グループ会社においては当該規則を準用してリスク管理を行うとともに、グループ会社において重大なリスクが具現化した場合には、直ちに当社に報告することとする。
8. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の監査役は、必要に応じてグループ会社の業務状況等を調査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ会社の社長に報告する。当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
グループ会社も「アラームネット」の対象にするとともに通報窓口の設置について周知することにより、実効性の向上を図る。
9. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置する。
当該使用人は、監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行うこととする。
監査役室の使用人の人事異動については、事前に取締役から監査役に協議するものとする。また、当該使用人を懲戒に付す場合には、取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。

1 0. 当社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制

取締役会及び「経営会議」に監査役が出席し、取締役及び社員の業務遂行状況について、監査役が詳細に把握できる体制を確保する。

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、「経営会議」の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

1 1. 当社の子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制

グループ会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の者が、グループ会社における業務遂行状況について、適時、当社の監査役に報告するため、「グループ会社社長会」等の体制を確保する。

1 2. 当社の監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

1 3. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用又は債務については、法令に基づき、速やかにその処理を行うこととする。

1 4. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催するとともに、その他の取締役についても適宜、意見交換の場を設けるものとする。

(2) 体制の運用状況の概要

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決議を行ったほか、四半期毎の職務執行状況の報告等を行った。
また、「コンプライアンス委員会」を定期に開催し、コンプライアンスに関する事項を報告し、委員間で意見交換を行うことにより、職務執行に係る法令及び定款への適合性を確保するよう努めた。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役会で報告を行っている職務執行状況報告等について、報告資料データを適切に保存するとともに、社内イントラネット上に掲載することにより、常時閲覧提供している。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業の遂行や事務執行等に係るリスクについては、「リスク管理規則」に基づき、「経営上重要なリスク」及び「リスク管理方針」を定め、必要に応じて見直しを行うとともに、当社及びグループ会社におけるリスク管理の実施状況のフォローアップを行った。
入札及び契約に関しては、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」を定期に開催し、その適正化を推進した。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「権限規則」等による職務権限や意思決定ルールを明確化し、取締役会決議を経て決定している「中期経営計画」及び「年度経営計画」における目標設定、毎月の経営会議での月次報告を通じての主要業績指標レビュー等を実施した。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」の解説等を含む「首都高コンプライアンスマニュアル」を活用した各種階層別研修や講習会等を実施した。
また、業務の遂行に伴う不正行為等について、職場における業務の透明性を一層向上させるため、「アラームネット」（内部通報制度）を運営している。
内部監査については定期的を実施し、社員の業務遂行が法令等に則り適正に行われているか等について監査した。
6. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び当該職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役等とグループ会社の社長からなる首都高グループ社長会等を定期的に開催し、首都高グループ内での内部統制に係る協議、情報の共有化、指示・要請の伝達、コンプライアンスの徹底等を行った。
7. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規則」に基づき、グループ会社において当該規則を準用して「リスク管理方針」を定めており、当該方針によりリスク管理を行った。
また、当該規則に基づきグループ会社において重大なリスクが具現化した場合には、直ちに当社に報告することとしている。

8. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ会社に対する監査については、定期に実施し、その結果をグループ会社に対して通知した。
内部通報制度については、全てのグループ会社で各々のアラームネットを運用しており、その周知を図っている。
9. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役室に社内業務に精通した社員を専任で配置し、監査役の指示に従って監査業務の補助を行っている。
なお、監査役室の社員に係る人事異動については、事前に取り締役から監査役への協議を行っている。
10. 当社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制
定期的開催する取締役会及び経営会議に監査役が出席した。
また、監査役会に対して、経営会議の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告することとしている。
11. 当社の子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制
定期的開催する当社取締役等とグループ会社の社長からなる首都高グループ社長会等に監査役が出席し、グループ会社の業務執行状況等について報告した。
12. 当社の監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
方針に基づき、当該報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止している。
13. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生ずる費用又は債務については、監査役監査基準に基づき、当社に対して請求のあったものについて、速やかに処理を行っている。
14. その他当社の監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
監査役と代表取締役を含む各取締役は、定期的に意見交換を行っている。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

注：本事業報告中の記載金額及び比率その他は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

ただし、1頁中の利用交通量及びETCの利用率に係る数値、1頁から3頁中の前期比率並びに10頁の出資比率については四捨五入で表示しております。

附属明細書(事業報告関係)

1. 会社役員その他の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細
事業報告12頁「4. 会社役員に関する事項(1) 取締役及び監査役に関する事項」に記載のとおりです。

連 結 貸 借 対 照 表
令和4年3月31日

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

資 産 の 部

I 流動資産

現金及び預金		18,575
高速道路事業営業未収入金		45,266
未収入金		3,182
契約資産		4
有価証券		105,000
棚卸資産		
仕掛道路資産	135,783	
貯蔵品	909	
その他の棚卸資産	<u>523</u>	137,217
受託業務前払金		474
前払金		3,177
その他		1,495
貸倒引当金		<u>△ 193</u>

流 動 資 産 合 計

314,201

II 固定資産

有形固定資産

建物	21,174	
減価償却累計額	<u>△ 8,839</u>	12,335
構築物	34,710	
減価償却累計額	<u>△ 15,630</u>	19,080
機械及び装置	45,898	
減価償却累計額	<u>△ 27,049</u>	18,849
車両運搬具	8,288	
減価償却累計額	<u>△ 6,223</u>	2,065
工具、器具及び備品	5,493	
減価償却累計額	<u>△ 3,411</u>	2,081
土地		7,597
リース資産	278	
減価償却累計額	<u>△ 133</u>	145
建設仮勘定		<u>1,641</u>

63,796

無形固定資産

リース資産		2
その他	<u>2,235</u>	2,238

投資その他の資産

投資有価証券	516	
敷金	1,559	
繰延税金資産	1,030	
その他	<u>440</u>	<u>3,546</u>

固 定 資 産 合 計

69,581

資 産 合 計

383,782

負 債 の 部

I 流動負債

高速道路事業営業未払金	41,679
短期借入金	350
一年以内返済予定長期借入金	4,261
リース債務	67
未払金	17,628
未払法人税等	1,498
預り金	319
受託業務契約負債	1,922
契約負債	283
賞与引当金	1,629
その他	<u>1,798</u>

流 動 負 債 合 計

71,437

II 固定負債

道路建設関係社債	131,000
道路建設関係長期借入金	67,721
その他の長期借入金	17,598
リース債務	120
役員退職慰労引当金	195
退職給付に係る負債	29,751
その他	<u>279</u>

固 定 負 債 合 計

246,666

負 債 合 計

318,104

純 資 産 の 部

I 株主資本

資本金	13,500
資本剰余金	13,500
利益剰余金	<u>42,257</u>

株 主 資 本 合 計

69,257

II その他の包括利益累計額

退職給付に係る調整累計額	△ 4,121
その他の包括利益累計額合計	<u>△ 4,121</u>

III 非支配株主持分

542

純 資 産 合 計

65,678

負 債 ・ 純 資 産 合 計

383,782

連 結 損 益 計 算 書
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

I 営業収益		385,265	
II 営業費用			
道路資産賃借料	166,564		
高速道路等事業管理費及び売上原価	201,481		
販売費及び一般管理費	<u>11,569</u>	<u>379,615</u>	
営業利益			5,649
III 営業外収益			
受取利息	2		
土地物件貸付料	60		
助成金収入	140		
その他	<u>274</u>	478	
IV 営業外費用			
支払利息	26		
固定資産圧縮損	45		
寄付金	20		
その他	<u>26</u>	<u>118</u>	
経常利益			6,010
V 特別損失			
臨時損失	100	<u>100</u>	
税金等調整前当期純利益			5,910
法人税、住民税及び事業税			1,404
法人税等調整額			<u>△ 18</u>
当期純利益			4,523
非支配株主に帰属する当期純利益			<u>18</u>
親会社株主に帰属する当期純利益			<u><u>4,504</u></u>

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

	株 主 資 本				その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	13,500	13,500	37,752	64,752	△ 3,570	△ 3,570	523	61,705
当期変動額								
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,504	4,504				4,504
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）					△ 551	△ 551	18	△ 532
当期変動額合計	—	—	4,504	4,504	△ 551	△ 551	18	3,972
当期末残高	13,500	13,500	42,257	69,257	△ 4,121	△ 4,121	542	65,678

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

連結子会社の名称

16 社

首都高トールサービス西東京(株)
首都高トールサービス東東京(株)
首都高トールサービス神奈川(株)
首都高パトロール(株)
首都高カー・サポート(株)
首都高技術(株)
首都高メンテナンス西東京(株)
首都高メンテナンス東東京(株)
首都高メンテナンス神奈川(株)
首都高電気メンテナンス(株)
首都高ETCメンテナンス(株)
首都高機械メンテナンス(株)
首都高アソシエイト(株)
首都高道路サービス(株)
首都高保険サポート(株)
首都高パートナーズ(株)

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

インフラドクターソフトサービス運営有限責任事業組合

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数

0 社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(インフラドクターソフトサービス運営有限責任事業組合)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

貯蔵品

主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

2年～50年

構築物

2年～45年

機械及び装置

1年～17年

なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異の費用処理方法

各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用の費用処理方法

その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

③ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。料金収入については、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。また、道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

受託事業

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。このうち、長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税については、仕掛道路資産に係るものは仕掛道路資産の取得原価に算入し、それ以外は費用処理しております。

5 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金及び1株当たり情報に与える影響はありません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「未収入金」に含まれる契約資産に相当する金額は、当連結会計年度より「契約資産」として表示し、「流動負債」に表示していた「受託業務前受金」及び「前受金」に含まれる契約負債に相当する金額は、当連結会計年度より「受託業務契約負債」及び「契約負債」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務
高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債131,000百万円の一般担保に供しております。
- 2 保証債務
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務389,711百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
なお、当該債務のうち、社債に係る債務215,000百万円(額面)について、当社の総財産を一般担保に供しております。
- 3 併存的債務引受
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が85,000百万円、道路建設関係長期借入金が39,834百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち834百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債85,000百万円及び道路建設関係長期借入金39,000百万円については、併存的債務引受けがなされた額です。
- 4 有形固定資産の取得原価から控除した圧縮記帳累計額 175 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

臨時損失	
社会貢献による医療費助成制度への拠出金	100 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数	普通株式	27,000 千株
----------------------------	------	-----------

(金融商品に関する注記)

- 1 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
営業債権である高速道路事業営業未収入金は、ETC料金に係るカード会社の未収入金が大部分を占めており、信用リスクは僅少であります。
有価証券は、譲渡性預金の残高であります。当社における一時的な余資の運用は社内規則に従い、譲渡性預金、国債、地方債及び政府保証債を対象に限定しており、信用リスクは僅少であります。
投資有価証券である株式は、非上場株式であり、市場価格の変動に係るリスクはありませんが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が低下するリスクがあるため、発行会社の財政状態を把握し保有状況の見直しを行ってまいります。
営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。
道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等に必要な資金の調達を目的としたものであり、当該新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属するときにおいて、当該資産に対応する債務として、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引受けられます。
道路建設関係長期借入金の一部は変動金利であります。独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引受けられるまでの期間が最長5年と短いため、金利の変動リスクは低くなっております。
その他の長期借入金は、料金徴収施設等の事業用設備に係る設備投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であります。返済期限までの期間が短いため、金利の変動リスクは低くなっております。
また、営業債務、社債及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社は、当社の社内規則に従い、各部署からの報告を基に財務部が資金繰計画を作成・更新するとともに、銀行と当座貸越契約を締結すること等により、流動性リスクを管理しております。
- 2 金融商品の時価等に関する事項
令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 道路建設関係社債	131,000	130,725	△ 274
(2) 道路建設関係長期借入金	67,721	67,656	△ 64
(3) その他の長期借入金	21,859	21,853	△ 5
負債計	220,580	220,236	△ 344

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、高速道路事業営業未収入金、有価証券及び高速道路事業営業未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	516

(※3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内
現金及び預金	18,575
高速道路事業営業未収入金	45,266
有価証券	105,000
合計	168,842

(注2) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
道路建設関係社債	-	-	-	56,000	75,000	-
道路建設関係長期借入金	-	1,825	-	35,000	30,706	190
その他の長期借入金	4,261	5,098	5,000	5,000	2,500	-
合計	4,261	6,923	5,000	96,000	108,206	190

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
道路建設関係社債	-	130,725	-	130,725
道路建設関係長期借入金	-	67,656	-	67,656
その他の長期借入金	-	21,853	-	21,853
合計	-	220,236	-	220,236

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

道路建設関係社債

当社の発行する道路建設関係社債の時価は、相場価格により算定しており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

道路建設関係長期借入金及びその他の長期借入金

道路建設関係長期借入金及びその他の長期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金ごとに、その元利金の合計額と、同様の新規借入を行った場合想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価と近似していると考えられるため、帳簿価額を時価としております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,412円 45銭
1株当たり当期純利益金額	166円 85銭

(収益認識に関する注記)

1 収益を分解した情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	高速道路事業	駐車場事業	受託事業	計		
料金収入	254,274	-	-	254,274	-	254,274
道路資産完成高	116,663	-	-	116,663	-	116,663
その他	165	-	5,930	6,095	4,780	10,876
顧客との契約から生じる収益	371,102	-	5,930	377,033	4,780	381,813
その他の収益	-	3,134	-	3,134	316	3,451
外部顧客への売上高	371,102	3,134	5,930	380,168	5,097	385,265

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

- 2 収益を理解するための基礎となる情報
連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4会計方針に関する事項(4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項③収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- 3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、84,968百万円であり、当社及び連結子会社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて令和4年から令和23年の間で収益を認識することを見込んでいます。

貸 借 対 照 表
令和4年3月31日

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

資 産 の 部

I 流動資産			
現金及び預金		8,284	
高速道路事業営業未収入金		45,266	
未収入金		2,203	
契約資産		4	
未収収益		0	
有価証券		105,000	
仕掛道路資産		135,734	
貯蔵品		550	
受託業務前払金		530	
前払金		1,534	
前払費用		267	
その他の流動資産		732	
貸倒引当金		<u>△ 193</u>	
流 動 資 産 合 計			299,916
II 固定資産			
i 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	3,076		
構築物	18,478		
機械及び装置	18,789		
車両運搬具	828		
工具、器具及び備品	496		
土地	268		
リース資産	1		
建設仮勘定	<u>894</u>	42,835	
無形固定資産			
リース資産	0		
その他	<u>398</u>	<u>399</u>	43,234
ii 駐車場事業固定資産			
有形固定資産			
建物	3,644		
構築物	154		
機械及び装置	2		
工具、器具及び備品	36		
建設仮勘定	<u>41</u>	3,879	3,879
iii 休憩所等事業固定資産			
有形固定資産			
建物	63		
構築物	9		
工具、器具及び備品	0		
土地	<u>1,291</u>	1,364	
無形固定資産		<u>0</u>	1,364
iv 高架下事業固定資産			
有形固定資産			
建物	27		
構築物	0		
機械及び装置	0		
工具、器具及び備品	3		
建設仮勘定	<u>22</u>	54	54
v 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	3,919		
構築物	34		
機械及び装置	35		
車両運搬具	16		
工具、器具及び備品	532		
土地	5,901		
リース資産	16		
建設仮勘定	<u>80</u>	10,536	
無形固定資産			
リース資産	0		
その他	<u>649</u>	<u>649</u>	11,186

vi その他の固定資産		
有形固定資産		
土地		0
vii 投資その他の資産		
関係会社株式	1,204	
投資有価証券	486	
敷金	980	
その他の投資等	12	2,682
固 定 資 産 合 計		<u>62,401</u>
資 産 合 計		<u>362,317</u>

負 債 の 部

I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	54,192	
一年以内返済予定長期借入金	4,261	
リース債務	7	
未払金	8,073	
未払費用	14	
未払法人税等	880	
預り金	151	
受託業務契約負債	1,922	
契約負債	157	
前受収益	10	
賞与引当金	1,002	
その他の流動負債	968	
流 動 負 債 合 計		71,643
II 固定負債		
道路建設関係社債	131,000	
道路建設関係長期借入金	67,721	
その他の長期借入金	17,598	
リース債務	13	
退職給付引当金	22,248	
役員退職慰労引当金	22	
固 定 負 債 合 計		<u>238,604</u>
負 債 合 計		<u>310,247</u>

純 資 産 の 部

I 株主資本		
資本金		13,500
資本剰余金		
資本準備金	13,500	
資 本 剰 余 金 合 計		13,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
安全対策・サービス高度化積立金	11,577	
別途積立金	5,072	
繰越利益剰余金	8,420	25,070
利 益 剰 余 金 合 計		25,070
株 主 資 本 合 計		52,070
純 資 産 合 計		<u>52,070</u>
負債・純資産合計		<u>362,317</u>

損 益 計 算 書
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	254,274		
道路資産完成高	116,663		
受託業務収入	1		
その他の売上高	164	371,102	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	166,564		
道路資産完成原価	118,705		
管理費用	82,972		
受託業務費用	1	368,244	
高 速 道 路 事 業 営 業 利 益			2,858
II. 駐車場事業営業損益			
1. 営業収益			
駐車場事業収入	769		
駐車場営業雑収入	446	1,216	
2. 営業費用			
駐車場事業費	1,264	1,264	
駐 車 場 事 業 営 業 損 失			48
III. 休憩所等事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	2,136	2,136	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	1,903	1,903	
休 憩 所 等 事 業 営 業 利 益			233
IV. 高架下事業営業損益			
1. 営業収益			
高架下事業収入	110	110	
2. 営業費用			
高架下事業費	92	92	
高 架 下 事 業 営 業 利 益			18
V. 受託業務事業営業損益			
1. 営業収益			
受託業務収入	5,930	5,930	
2. 営業費用			
受託業務費用	5,759	5,759	
受 託 業 務 事 業 営 業 利 益			171
全 事 業 営 業 利 益			3,232
VI. 営業外収益			
受取利息	0		
有価証券利息	2		
受取配当金	618		
土地物件貸付料	57		
雑収入	231	910	
VII. 営業外費用			
支払利息	23		
固定資産圧縮損	45		
寄付金	20		
雑損失	4	93	
経 常 利 益			4,049
VIII. 特別損失			
臨時損失	100	100	
税 引 前 当 期 純 利 益			3,949
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			450
当 期 純 利 益			3,499

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

	株 主 資 本								純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
				安全対策・ サービス高度化 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	13, 500	13, 500	13, 500	13, 585	8, 741	△ 756	21, 571	48, 571	48, 571
事業年度中の変動額									
安全対策・サービス高度化 積立金の取崩				△ 2, 008		2, 008	-	-	-
別途積立金の取崩					△ 3, 669	3, 669	-	-	-
当期純利益						3, 499	3, 499	3, 499	3, 499
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△ 2, 008	△ 3, 669	9, 177	3, 499	3, 499	3, 499
当期末残高	13, 500	13, 500	13, 500	11, 577	5, 072	8, 420	25, 070	52, 070	52, 070

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② その他有価証券(市場価格のない株式等)
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 仕掛道路資産
個別法による原価法を採用しております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
 - ② 貯蔵品
主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～50年
構築物	2年～45年
機械及び装置	1年～17年

なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 3 繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。
- 4 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
 - ③ 過去勤務費用の費用処理方法
その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。料金収入については、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。また、道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

(2) 受託事業

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。このうち、長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税については、仕掛道路資産に係るものは仕掛道路資産の取得原価に算入し、それ以外は費用処理しております。

7 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金及び1株当たり情報に与える影響はありません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「未収入金」に含まれる契約資産に相当する金額は、当事業年度より「契約資産」として表示し、「流動負債」に表示していた「受託業務前受金」及び「前受金」に含まれる契約負債に相当する金額は、当事業年度より「受託業務契約負債」及び「契約負債」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債131,000百万円の一一般担保に供しております。

2 減価償却累計額

有形固定資産は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載しております。控除した減価償却累計額は、高速道路事業固定資産45,553百万円、駐車場事業固定資産3,083百万円、休憩所等事業固定資産108百万円、高架下事業固定資産35百万円、各事業共用固定資産4,248百万円であります。

3 保証債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務389,711百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

なお、当該債務のうち、社債に係る債務215,000百万円(額面)について、当社の総財産を一般担保に供しております。

4 併存的債務引受

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が85,000百万円、道路建設関係長期借入金が39,834百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち834百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債85,000百万円及び道路建設関係長期借入金39,000百万円については、併存的債務引受けがなされた額です。

5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

114 百万円

短期金銭債務

12,857 百万円

6 有形固定資産の取得原価から控除した圧縮記帳累計額

175 百万円

(損益計算書に関する注記)

1	関係会社との取引高	
	営業取引による取引高	
	売上高	1,394 百万円
	仕入高	63,999 百万円
	営業取引以外の取引による取引高	621 百万円
2	臨時損失	
	社会貢献による医療費助成制度への拠出金	100 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の株式数	該当なし
--------------------	------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生的主要原因別内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金	59 百万円
賞与引当金	307 百万円
退職給付引当金	6,812 百万円
役員退職慰労引当金	6 百万円
未払事業税	186 百万円
繰越欠損金	1,428 百万円
その他	400 百万円
繰延税金資産小計	9,200 百万円
評価性引当額	△ 9,200 百万円
繰延税金資産合計	－ 百万円

(道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から令和47年9月30日まで高速道路を借り受けております。
なお、これに係る未経過リース料期末残高相当額は下記のとおりであります。

1年内	180,085 百万円
1年超	8,774,155 百万円
合計	8,954,240 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	東京都	東京都新宿区	—	東京都行政	(被所有)直接26.7%	医療費助成拠出金の支払	医療費助成拠出金の支払(注1)	100	—	—

(注1) 社会貢献による医療費助成拠出金であります。

(注2) 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2 兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 が議決権の 過半数を 自己の計算 において 所有している 会社等	独立行政 法人日本 高速道路 保有・債務 返済機構	神奈川県 横浜市	5,650,555	高速道路 に係る道路 資産の保有 及び会社への 貸付け、 承継債務の 返済等	なし	道路資産の借受	道路資産 賃借料の 支払 (注1) (注2)	166,564	高速道路 事業営業 未払金	21,829
									高速道路 事業営業 未収入金	49
						道路資産完成高 及び債務引受け 等	道路資産 完成高	116,663	高速道路 事業営業 未収入金	21,131
							道路資産 完成原価	118,705	—	—
							債務引受けに伴う借 入金等債務の減少 額 (注3)	124,834	高速道路 事業営業 未払金	8
							借入金等の 連帯債務	389,711	—	—
						資金の借入	資金の借 入 (注4)	432	道路建設 関係長期 借入金	2,721

(注1) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、支払いを行っております。

(注2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、平成18年3月31日付で締結し、令和3年3月25日付で一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」を、令和3年9月17日付及び令和4年3月25日付で一部変更しております。なお、これにより当事業年度の道路資産賃借料の支払額が108百万円減少しております。

(注3) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金等債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

(注4) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。

(注5) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,928 円52銭
1株当たり当期純利益金額	129 円59銭

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表における「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年6月1日

首都高速道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

中島康晴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

濱口慎介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤陽子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、首都高速道路株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和4年6月1日

首都高速道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

中島康晴

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

濱口慎介

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

伊藤陽子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、首都高速道路株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの第１７期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１ 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準及び２０２１事業年度監査役監査計画に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び局において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並

びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和 4 年 6 月 9 日

首都高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 大 塚 尚 ⑩

監査役（社外監査役） 浜 田 道 代 ⑩

監査役（社外監査役） 巴 政 雄 ⑩

監査役（社外監査役） 高 田 俊 之 ⑩

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、当期の高速道路事業に係る純利益（安全対策・サービス高度化に資する事業に係る額及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 12 条第 1 項第 8 号の規定に基づく、会社の経営努力による費用の縮減を助長するための助成金を除く。）については、別途積立金として積み立てることとさせていただきたいと存じます。

高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備えて、自己資本の充実に努めたいと存じます。よって、当期末の剰余金の配当につきましては無配当とさせていただきたくお願い申し上げます。

記

剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	5, 0 8 2, 1 1 8, 6 7 2 円
---------	--------------------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	5, 0 8 2, 1 1 8, 6 7 2 円
-------	--------------------------

以 上

第 2 号議案 取締役選任の件

本總會終結の時をもって取締役全員（6 名）が任期満了となりますので、取締役 6 名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
1	ねぎし のおふみ 根岸 修史 (昭和 23 年 3 月 19 日生)	昭和 46 年 4 月 積水化学工業株式会社入社 平成 15 年 6 月 同 取締役経営管理部長 平成 20 年 10 月 同 取締役副社長執行役員、C F O 平成 21 年 3 月 同 代表取締役社長社長執行役員 平成 27 年 3 月 同 代表取締役会長 平成 29 年 6 月 同 取締役会長 平成 30 年 6 月 同 相談役 現在に至る (重要な兼職の状況) みずほリース株式会社社外取締役	0 株
2	まえだ のぶひろ 前田 信弘 (昭和 31 年 2 月 15 日生)	昭和 53 年 4 月 東京都採用 平成 17 年 7 月 同 総務局行政部長 平成 19 年 6 月 同 知事本局理事 平成 20 年 7 月 同 産業労働局次長 平成 21 年 7 月 同 産業労働局長 平成 24 年 7 月 同 知事本局長 平成 25 年 10 月 同 副知事 平成 28 年 8 月 株式会社東京臨海ホールディングス代表 取締役社長 平成 29 年 8 月 東京臨海熱供給株式会社代表取締役社長 令和元年 6 月 首都高速道路株式会社代表取締役専務執 行役員 令和 3 年 6 月 同 代表取締役社長 現在に至る	0 株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況		所有する 当社の株 式数
3	てらやま とおる 寺山 徹 (昭和34年11月27日生)	昭和58年4月 平成21年7月 平成23年4月 平成23年12月 平成25年7月 平成27年6月 平成30年6月 令和2年6月	首都高速道路公団採用 首都高速道路株式会社建設事業部建設企 画グループ総括マネージャー 同 東京建設局担当部長 同 建設事業部付（首都高技術株式会社） 同 建設事業部長 同 神奈川建設局長 同 常務執行役員 同 代表取締役専務執行役員 現在に至 る 危機管理総括、大規模更新・修繕総括、社 長特命事項（ETC専用化）	0 株
4	ふじい たけし 藤井 健 (昭和34年1月7日生)	昭和58年4月 平成18年7月 平成19年4月 平成23年8月 平成24年7月 平成25年8月 平成26年7月 平成28年6月 平成30年1月 令和3年6月	建設省（現国土交通省）採用 国土交通省土地・水資源局土地情報課長 長崎県副知事 国土交通省大臣官房参事官（会計担当） 同 大臣官房会計課長 同 大臣官房審議官（国土政策局担当） 同 関東地方整備局副局長 同 国土政策局長 株式会社東急総合研究所顧問 首都高速道路株式会社代表取締役専務執 行役員 現在に至る CS推進部、財務部担当、社長特命事項（ま ちづくり、新事業創造）	0 株
5	どい ひろつぐ 土井 弘次 (昭和38年10月25日生)	昭和63年4月 平成23年5月 平成24年4月 平成25年9月 平成27年7月 平成29年7月 平成30年6月 令和2年6月 令和2年7月 令和3年10月	建設省（現国土交通省）採用 国土交通省道路局高速道路課有料道路調 整室長 同 道路局国道・防災課道路保全企画室長 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済 機構企画部長 国土交通省九州地方整備局道路部長 同 道路局道路交通管理課長 首都高速道路株式会社執行役員 国土交通省大臣官房付 同 関東地方整備局長 一般財団法人経済調査会顧問 現在に至 る	0 株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
6	えど こうすけ 江戸 耕介 (昭和 38 年 8 月 2 日生)	昭和 63 年 4 月 首都高速道路公団採用 平成 17 年 10 月 首都高速道路株式会社関連事業部関連企 業統括グループ総括マネージャー 平成 18 年 4 月 同 関連事業部関連事業促進グループ総 括マネージャー 平成 21 年 7 月 同 事業開発部事業企画グループ総括マ ネージャー 平成 22 年 7 月 同 総務・人事部人事グループ総括マネー ジャー 平成 26 年 7 月 同 総務・人事部付（首都高電気メンテナ ンス株式会社） 平成 28 年 7 月 同 東京東局総務・管理部長 平成 29 年 7 月 同 事業開発部長 令和 2 年 6 月 同 総務・人事部長 現在に至る	0 株

(注) 取締役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

(注) 取締役候補者のうち、根岸修史氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号の社外
取締役候補者であります。

根岸修史氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年にわたり積水化学工業株
式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った会社経営等での豊富な業務経験と見
識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場に基づく経営の監督とチェック機
能を期待したためであります。

(注) 根岸修史氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で次の内容の責任限定契約
を締結する予定であります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第
427 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記責任が認められるのは、取締役がその原因となった職務の遂行について善意
でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第 3 号議案 監査役選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（4 名）が任期満了となりますので、監査役 4 名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
1	もりすえ おさむ 森末 治 (昭和 43 年 11 月 10 日生)	平成 4 年 4 月 警察庁採用 平成 29 年 3 月 同 交通局交通指導課長 平成 30 年 1 月 秋田県警察本部長 平成 31 年 1 月 神奈川県警察本部警務部長 令和 3 年 8 月 警察大学校教務部長 令和 4 年 4 月 同 教務部長兼術科教養部長 現在に至る	0 株
2	あおい やすふみ 青井 康文 (昭和 34 年 5 月 15 日生)	昭和 57 年 4 月 大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社 平成 18 年 4 月 三井住友海上火災保険株式会社関東甲信越本部山梨支店長 平成 20 年 4 月 同 東京企業第一本部総合営業第六部長 平成 23 年 4 月 同 東京企業第二本部企業営業第一部長 平成 24 年 4 月 同 中国本部広島支店長 平成 25 年 4 月 同 執行役員中国本部長 平成 27 年 4 月 同 常務執行役員中国本部長 平成 28 年 4 月 同 常務執行役員関東甲信越本部長 平成 30 年 4 月 同 特別顧問 平成 30 年 6 月 同 顧問 平成 30 年 6 月 同 監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社東商サポート&サービス非常勤取締役（令和 4 年 7 月就任予定）	0 株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
3	はまな せつ 濱名 節 (昭和 35 年 7 月 25 日生)	昭和 58 年 4 月 東京急行電鉄株式会社（現東急株式会社） 入社 平成 23 年 4 月 同 執行役員都市生活創造本部ビル事業部 長 平成 26 年 6 月 同 取締役 現在に至る 平成 27 年 4 月 同 都市創造本部副本部長 平成 29 年 4 月 同 調査役 東急ファシリティサービス株式会社（現東 急プロパティマネジメント株式会社）代表 取締役社長 平成 31 年 4 月 東京急行電鉄株式会社（現東急株式会社） 執行役員 同 ビル運営事業部長 株式会社東急モールズデベロップメント取 締役 令和 2 年 4 月 東急株式会社常務執行役員 現在に至る 渋谷スクランブルスクエア株式会社取締役 株式会社東急百貨店取締役 令和 3 年 5 月 株式会社東急総合研究所代表取締役社長 現在に至る （重要な兼職の状況） 東急建設株式会社取締役（令和 4 年 6 月就任予定）	0 株
4	たなか りさ 田中 里沙 (昭和 41 年 11 月 14 日生)	平成 7 年 4 月 株式会社宣伝会議 月刊「宣伝会議」編集 長 平成 23 年 4 月 同 取締役副社長兼編集室長 平成 26 年 6 月 日本郵便株式会社社外取締役 平成 28 年 4 月 学校法人先端教育機構事業構想大学院大学 学長 現在に至る 平成 28 年 4 月 株式会社宣伝会議取締役 現在に至る 令和 3 年 4 月 国立大学法人三重大学理事・副学長 現在 に至る （重要な兼職の状況） 株式会社井村屋グループ社外取締役 株式会社ブロードリーフ社外取締役	0 株

（注）各監査役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

（注）各監査役候補者は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 8 号の社外監査役候補者であります。

社外監査役候補者の選任理由は以下のとおりであります。

- ① 森末治氏につきましては、警察における組織マネジメント等の豊富な業務経験と見識を活かし、会社全体の業務の適正性を確保するという観点からの監査を期待しております。なお、同氏は民間企業の経営に関与されたことはありませんが、上述の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- ② 青井康文氏には、金融機関における豊富な業務経験と見識を活かした監査を期待しております。
- ③ 濱名節氏には、公共交通を担う鉄道会社等における豊富な業務経験と見識を活かした監査を期待しております。
- ④ 田中里沙氏には、社会資本整備審議会委員及び交通政策審議会委員や、大学学長としての豊富な業務経験と見識を活かした監査を期待しております。

なお、同氏が社外取締役役に就任している日本郵便株式会社（令和4年6月退任予定）は、令和元年12月27日に、総務大臣及び金融庁から、保険の不正販売問題を指摘され行政処分を受けております。同氏は、同社の社外取締役として日頃から法令遵守についての助言を行っており、当該事実の判明後も同社取締役会において事態の再発防止の措置を求める等、その職責を適切に遂行しております。

田中里沙氏の戸籍上の氏名は、齊藤里沙氏であります。

（注）各監査役候補者の選任が承認された場合、当社は各監査役候補者との間で次の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

- ・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記責任が認められるのは、監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第 4 号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって退任する取締役佐々木眞一氏、取締役谷本裕氏、監査役浜田道代氏、監査役巴政雄氏及び監査役高田俊之氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、妥当な範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その金額、時期、方法等の決定は、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴
さ さ き しんいち 佐々木 眞一 (昭和 21 年 12 月 18 日生)	平成 28 年 6 月 首都高速道路株式会社取締役会長（非常勤） 現在に至る
たにもと ゆたか 谷本 裕 (昭和 33 年 12 月 10 日生)	平成 30 年 6 月 首都高速道路株式会社取締役常務執行役員 現在に至る
はまだ みちよ 浜田 道代 (昭和 22 年 11 月 25 日生)	平成 26 年 6 月 首都高速道路株式会社監査役（非常勤） 現在に至る
ともえ まさお 巴 政雄 (昭和 28 年 11 月 23 日生)	平成 26 年 6 月 首都高速道路株式会社監査役（非常勤） 現在に至る
たかた としゆき 高田 俊之 (昭和 32 年 7 月 6 日生)	平成 30 年 6 月 首都高速道路株式会社監査役（非常勤） 現在に至る